

## ■協議記録(※別紙次第の通り進行)

### (1) 検討事項の要点について

- 別紙1『景観協議会における検討事項の要点』を基に、本日の景観協議の議題内容について説明致しました。
- この議題に関しては、ご意見・ご質問等はありませんでした。

### (2) 第3回景観協議会の指摘事項と対応事項について

- 別紙2『第3回景観協議会における指摘事項と対応事項の要約』を基に、別紙説明資料1『景観計画骨子素案(第1章～第5章の2)』を用いて、前回協議会の指摘事項に対する対応事項について説明したのち検討を行いました。
- この議題に関しては、ご意見・ご質問等はありませんでした。

### (3) 第3回景観協議会の指摘事項と対応事項について

- 別紙説明資料2『景観計画骨子素案(第5章3～第9章)』を基に説明したのち意見交換を行いました。
- 意見交換された内容を以下に示します。

## 1) 第5章3

### ① 色彩基準について

(副会長)

#### ①-1【三郷市における色彩基準の考え方】

説明資料2のP-1「(1) 景観形成の基準」設定の考え方で、同基準の方針は“緩やかな基準”と掲げていますが、実際設定している色彩基準と比較すると厳しい設定になっていると思います。

同資料のP-12「(ロ) 強調色と基調色の定義」から自由に使える範囲が10分の1に限られているという点に関して、一般の自治体が掲げている基準と比較すると厳しい設定ではないかと思います。このような色彩基準を定める時には、性善説に立つ場合と性悪説に立つて、嫌なものは排除するような基準にするかと2種類あると思いますが、性悪説に立ちすぎると創造的な発想を阻害してしまう場合があるので、あまり厳しい基準は三郷市では馴染まないのではないかと思います。考え方として住居系・自然系と商業系の色彩基準を比較して建築の外壁の彩度が絞られているのは、自然が主体となるところでより色が映えるという事で妥当であると思いますが、現況と比較して厳しくないかどうか検討がいるところだと思います。

#### ①-2【屋根の色彩基準】

屋根の色彩基準は、商業系と差別化を図るために明度が2～6の設定を2～5というように下げて落ち着いた色を誘導するように色彩基準を設定していますが、明度6と5というのは、具体的に大きな差として出ないので、微妙な差を出すのであれば、この設定も6にして、屋根の基準は市一律同じにした方が分かり易くなり、運用もし易いのではないかと思います。

#### ①-3【強調色の色彩基準】

現在設定している強調色の数値は、基本的に制限が無いように思えますが、これは最近基準づくりにおいて注意するようにしているのですが、強調色について何も示さないと5分の1や10分の1は自由な色を使用して良いと、捉えられてしまう事が懸念されるので景観的にきつい色を使われる場合がよくあります。だからこのように、自由に使えるような数値設定をするのであれば、一言、定量的な基準は定めないが別途、形式的な基準で見えてきますと文言で定めおく方が非常に合理的だと思います。

### ② 市民の意識を導くための色彩基準の考え方について

(委員) 色彩基準等の設定において、市民の意識をどのように導くための基準づくりなのか主旨が読み取れません。

例えば軽井沢だと緑との一体化を目指した景観づくりである事で、浦安、舞浜では住居の価値を下げないように景観を保つ事で市民が分かりやすい価値観であると思いますが、ただ単純に景観を損なわないために緑がある住みやすい街をつくらなければならないという意識を持っていくべきというところから始めてほしいと思います。

(事務局) 別紙説明資料2のP-2に景観形成の方針がありますが、現在色彩に関する方針だけでなく、ゾーン全体の考え方も示しています。例えば、商業系が主となる地区のときめき景観ゾーンでは、新しい街の表情を創出することと共にゆとりとにぎわいのある景観形成を図るという事で、“ゆとり”と“にぎわい”がキーワードになっています。また、住居系においては、“落ち着き”と“潤い”のある景観形成を図るという事が大きな方針になっているので、色彩以外にも含めこの基準に基づいて作成するという考え方を示しながら進めています。

(会長) ゆとり空間の潤いと色彩というのは、どう繋がるのでしょうか。色彩を専門としている方には常識なのかもしれませんがそこが説明されていないと思いますので、一般の方にも置き換えられるかどうかだと思います。

(副会長) 別紙説明資料2のP-14では、住居・自然系等が主となる地区で彩度が4と設定していましたが、この設定は厳しい一方、合理性があると思います。自然系のところでは、緑が入る景観というのがとても大事だと思いますが、緑の中で緑と同じような目立ち方をするのではなく緑よりも一歩引いたような建物の色というのが求められていると思うのでそれは6ではなくて少し抑えた4という数値が合理的な意味を持っていると思います。一方商業系では、住居・自然系で抑えた彩度を鮮やか目のところまで許容することによって商業系ならではの賑わいを示したという事であれば或いはよく使われるレンガタイルなんかはここでは使えますというような具体的

なものの色と重ね合わせてこの基準でいくとこの基準の合理性が少しわかると思います。

### ③ 分かり易い文言表現について

(委員) 浦安は不動産等、土地の価値を下げないために景観形成をするというのは非常に分かりやすいと思いますが、説明で出た「ゆとりと賑わいのある…」というのは理解できるんですが、もっと分かり易い表現があるとより浸透すると想います。

### ④ 市民懇談会の意見の反映について

(委員) 色彩基準を設定する際に、景観市民懇談会の意見をもう少し反映して頂いても良いのではないかと考えております。何か、もっと分かりやすい言葉や例え等があれば非常に説得力を持てますし、コンセンサスを得られると思います。がどうでしょうか。

(会長) 事務局は現況調査をされたと思いますが、現況はどういう範囲なのでしょう。なかなか色の調査というのは難しいと思いますが、あまりにも広がりすぎていて決まりがないのでこうしようという提案なのか、現況はあまり色味がなくてちょっとぼやっとしているから少し地区ごとに盛り込んだらどうかという提案なのかその辺はどうでしょうか。

(事務局) 調査は行いました。考え方からいうと全体的に調査結果もより厳しい範囲となっています。

### ⑤ 蛍光色の扱いについて

(会長) 商業系にしか出ることはないと思いますが、蛍光色は色彩基準の中でどのような扱いになるのでしょうか。

(副会長) 蛍光色というのは、光の分光分布を2倍にするという操作をして蛍光色を表現するので、彩度が通常のものより倍あるような目立ち方をしているという考え方なので、基準からは外れるという事で良いと思います。

### ⑥ カタログサンプルのマンセル表記の有無について

(会長) 実際に運用する場合に、担当者が基準に収まるかどうかを判断すると思いますが、壁及び屋根に使う材料を持参して色表にあてはめるのか施主の方が壁をこの色にしたいといった場合に、カタログの中の製品番号と一緒にマンセルの値は入っているのでしょうか。

(副会長) 大手メーカーですと問い合わせれば教えてくれます。但し、マンセル値が入っていないのがほとんどだと思いますので厳格な運用をするのであれば、サンプルを持ってきて頂くと非常に分かりやすいですが数値だけの申告にしてしまうと協議の申告等も含めて問題があるかと思えます。

### ⑦ 太陽光パネルの普及による今後の屋根景観の変貌について

(委員) これまでは道路を基準に建物が建っていましたが、今後、太陽光発電が普及すれば屋根の景観というのは相当変わると想います。

### ⑧ 室外機の露出について

(委員) 室外機等は、風通しが良い場所への設置が大前提なので閉じ込める事ができないというのが原則です。例えば屋上に設置した際に開放的にしないと、能力的に効率が悪くなってしまい、エコの視点から見ると逆に悪くなってしまふことがあるので矛盾した関係になりまして景観とは、全く逆をいく考え方だと思えますがいかがでしょうか。

(会長) イギリスでは、洗濯物や室外機は表通りから見えないように裏側にもっていくという土地の使い方ができますが、日本はこれから人口が減少していく中でそのような土地の使い方に転換できるかどうかとその問題を解決できるかに絡んでくると思えます。

### ⑨ ゴミ置き場に関する設置基準と景観形成基準との整合について

(委員) ゴミ置き場の露出等の記述について、設置基準上では道路に面したところとなっていますが景観との整合をどうお考えでしょうか。

(事務局) 市でゴミ置き場については道路に面したところという事で設置基準を設けてやっているという事であればそれはそれで場所的なこともありますし、裏側のどこかに持っていくという事になると収集活動が手間取るという事であればそこ、内容についてははしないように配慮しますという表現になっていましたが、そこは多少内容を変えていきたいと思えます。

## 2) 第6章～9章

### ⑩ サイン等の技術指針の意味について

(委員) 別紙説明資料2のP-20第8章の2で、「サイン等の技術指針を踏まえていること」と記載してありますが、そのサイン等の意味を教えてください。

(事務局) 「サイン等」とは、いわゆる公園などの案内や説明板等のサインの事をいいます。

### ⑪ 景観まちづくり活動組織について

(委員) 別紙説明資料2のP-21第9章で、「景観まちづくり活動組織の登録と活動支援」という大枠なので具体的な例示があると分かりやすいと思えますがいかがでしょうか。

(事務局) 景観まちづくり活動組織に関して他市の事例でいうと、景観ウォッチングをしたいという活動組織や、今後市の景観について色々な提案をしていくという組織の事です。

### ⑫ 景観に関する活動について

(会長) 例えば花を植え付けする事や、種を蒔くなどの行動も景観の中に入るのでしょか。広く解釈すると何でも入ってしまうと思えますがいかがでしょうか。

(事務局) 基本的に景観だけという事ではなく、環境美化活動等、色々なものが入ってくると思えます。

### ⑬ 町の清掃活動に対する支援について

(委員) 町会の方で12月にゴミ拾いをするのですが、そのような活動も将来的に支援して頂けるのでしょうか。

(事務局) すぐに支援するという事ではなく、どのような活動があるのかをまず把握して、それが景観を良くする活動の一環だということを確認し

た上で今後どのような形で支援できるのかを検討できればと思います。

### 3) 景観条例骨子

#### ⑭ 景観条例の文言表現について

(副会長) 参考資料P-2の基本理念の第2項「誰もがほっとするような景観」というのは非常にイメージが湧きやすい言葉ですが、第3項のところで「誰が見ても楽しくなるような景観」というのが、どういものなのかイメージが湧きにくいので、場合によってはこれが誤った方向に受け取られかねない表現であるように感じます。

(会 長) 景観条例の文言表現に関しては、法務担当の方々に文章のチェック等して頂こうと思います。

#### ⑮ 景観の定義について

(会 長) 景観という言葉の定義について、学術的にも景観の定義がそれほど明確には確立されていないのですが、風景など色々な言葉がある中で景観と風景の意味を逆に使っている先生も居るので、非常に曖昧な言葉ではありますが、最近の主な傾向としては「ある土地の上に形成された環境を目で見た姿」ということを見たいものか、見やすいものかというのではちょっと違う気がします。見たいものは見ようという意識がある、見やすいものはたまたま目に入るというちょっとそういった面もあるので、もう少し定義を考えた方が良いかと思います。